

5 鉄道事業再構築事業

施策概要

継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、上下分離等事業構造の変更により資産保有の費用負担を軽減する取組みを支援します。

支援内容

鉄道事業法の特例が認められます。(地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償使用させる上下分離等)
安全に関する設備整備及び活性化に著しい効果が期待できる設備投資に対し、鉄道軌道輸送対策事業費補助により重点的な支援をします。

補助対象者

鉄道事業者等

補助率

鉄道軌道輸送対策事業費補助について一律1/3
※ただし、地方公共団体の補助する額以内

担当課等

鉄道部 計画課

がんばる地域・事業者を重点的に支援

鉄道事業再構築事業に対する重点的支援

鉄道事業再構築実施計画

- 市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、実施
- 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象

内容

経営の改善
市町村等の支援

+

事業構造の変更
例:上下分離



目的

当該路線における輸送の維持



国土交通大臣による計画の認定

- 補助率は一律1/3
- 赤字路線要件はなし
⇒事業者単独では取り組めない事業を対象
- 地方自治体も補助対象
⇒上下分離による第三種鉄道事業を行う自治体
- ソフト事業も補助対象(コンサルティング等)

◎税制特例措置や地方財政措置等と合わせて総合的に支援

《整備の例》



新型車両への更新



軌道改良

- 《整備対象施設》
- 保安度の向上に資する軌道改良、落石等防止設備、電気・信号保安設備 等
 - 経営構造改善に資する新型車両への更新、新駅設置、行き違い設備 等
 - コンサルティング等のソフト事業